

たときに契約を終了させようとする場合は、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その旨の通知をするものとする。ただし、採用に当たり、第2条第3項の規定により当該契約期間を更新しないことを明示した場合は、この限りでない。

(他の規程等に特別の定めのある有期雇用職員)

第5条 契約期間の更新等に関し、他の規程等に特別の定めがある有期雇用職員については、その定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に最初の採用の日から起算して5年を超えて雇用している第2条第1項の表第2号に掲げる職員については、同項の規定に関わらず、1年間を超えない範囲内で契約を更新することができる。
- 3 前項の規定により契約を更新した場合において、当該更新に係る契約期間が経過した後、特段の事情により理事長が特に必要があると認めたときは、さらに1年間を超えない範囲内で契約を更新することができる。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日に任用されている有期雇用職員の契約期間の更新については、なお従前の例による。ただし、その契約期間は、平成25年4月1日から起算して5年間を限度とする。